

秋の再拡大防止特別対策

令和3年9月29日

秋の再拡大防止特別対策

ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。

このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。

※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う

対象地域 全道域

期間 令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期間 令和3年10月1日(金)～10月14日(木)

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域
(札幌市を除く)

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。(特措法第24条第9項)

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。

◆感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)

(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。

(協力依頼)

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

【事業者への要請・協力依頼】

要請・
協力依頼
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(協力依頼)
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舍では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底する。

重点地域

要請内容

(日常生活において)

◆「**三つの密(密閉・密集・密接)**」、「**感染リスクが高まる「5つの場面※」**」等の回避や、「**人と人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗いなどの手指消毒**」、「**換気**」をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底する。**(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆**感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。特に21時以降の外出を控える。**(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動してください。

◆**重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。**

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆**感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える。**(特措法第24条第9項)

◆**帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。**(特措法第24条第9項)

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)
(特措法第24条第9項)

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来札に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来札を控える。
(協力依頼)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆ 営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は19時30分までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。
 ただし、北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店は、営業時間は21時まで(酒類提供は20時まで)とし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(特措法第24条第9項)
- ◆ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
 (特措法第24条第9項)
- ◆ 飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】 10月1日～10月14日まで全期間(14日間)協力の場合
 中小企業・個人事業者:1店舗あたり35万円～105万円、大企業:1店舗あたり最大280万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆開催時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合は、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆**職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)**
- ◆**業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)**
- ◆**カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)**
- ◆**大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。
(協力依頼)**
- ◆**主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)**

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。